

事務連絡
令和5年5月8日

関係団体各位

農林水産省大臣官房地方課
災害総合対策室

「ALPS 処理水の海洋放出に伴う風評影響の防止・抑制に向けた協力について
(周知依頼)」に係る情報について

平素より農林水産行政に御理解、御協力を賜りまして誠にありがとうございます。

経済産業省資源エネルギー庁 原子力発電所事故収束対応室より標記について情報周知の
依頼がありましたので、お知らせします。

詳細については別紙を御確認いただき、御不明点がございましたら下記「お問合せ先」へ
お尋ねくださるようお願いいたします。

お問合せ先

経済産業省資源エネルギー庁 原子力発電所事故収束対応室
岩渕、三浦
電話：03-3580-3051

担当：

農林水産省大臣官房地方課災害総合対策室

田中、安藤

電話：03-3502-6442 (直通)

復 本 第 9 2 2 号
2 0 2 3 0 4 2 6 福局第1号
令 和 5 年 4 月 2 8 日

卸売業者団体の長 殿
仲卸業者団体の長 殿
小売業者団体の長 殿
外食業者団体の長 殿
中食業者団体の長 殿
加工業者団体の長 殿
宿泊業者団体の長 殿

復 興 庁 統 括 官
経済産業省大臣官房福島復興推進グループ長

ALPS 処理水の海洋放出に伴う風評影響の防止・抑制に向けた
協力について（周知依頼）

ALPS 処理水の処分について、政府は、令和3年4月に、安全性の確保と風評対策の徹底を前提に海洋放出する基本方針を決定し、令和5年1月には、具体的な海洋放出の時期は本年春から夏頃と見込むと示した。

今般、経済産業省において、ALPS 処理水の海洋放出に伴う足下の風評影響の可能性について把握するとともに、将来的な影響の防止・抑制に繋げることを目的に、事業者調査（アンケート調査やヒアリング）を実施したため、その結果を踏まえ、風評影響の防止・抑制のための対応を一層進めることとしたい。

令和5年4月13日に開催された原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォース（別記参照）における議論を踏まえ、以下の通り協力要請を行うこととしたので、貴団体におかれては、本要請文を傘下の関係者に対して周知いただくようお願いする。また、各団体から周知を受けた企業におかれては、代表者の方から現場の調達・販売担当の方々まで本要請文の趣旨を周知し、適切に御対応いただくよう、特段の御配慮をお願いする。

記

1. 調査の結果

調査結果の概要は、次のとおりである。その詳細は、別添1の「ALPS処理水による風評影響についての事業者調査結果と今後の対応について」を参照いただきたい。

- (1) 福島県及びその周辺地域の事業者からは、ALPS処理水放出後の将来的な影響発生を懸念する声が寄せられた。
- (2) ALPS処理水の処分方針決定を受けて、販売（仕入）部門で考えている対策・対応がある事業者（生産者以外）のうち、最も選択した割合が高いのは「仕入先への安全確認（確認がとれたもののみ扱い）」であった。
- (3) 今後政府が実施予定の施策については、ALPS処理水やその海洋放出による影響、実際のモニタリングデータなど、安全性の確認・説明に資する情報の提供ないし資料の作成が特に効果的だと考えられている。

2. 調査結果を踏まえた風評影響の防止・抑制に向けた対応

調査結果を踏まえ、ALPS処理水の海洋放出に伴う風評影響の防止・抑制に向けて、以下の内容について、適切に御対応いただきたい。

- (1) ALPS処理水の海洋放出が行われる、もしくは行われたことのみをもって、福島県及びその近隣県の産品を取り扱わなかったり、買いたたいたりすることのないようにするとともに、福島県及び近隣県産品と他県産品とを公平に選択いただきたい。
- (2) ALPS処理水の放出後、風評影響の可能性が確認された場合、状況の悪化や影響の拡大を防ぐために、政府として迅速な対応を行うことが重要と考えているところ、日々の取引の中で何らかの兆候が見られた場合は、経済産業省に情報提供いただきたい。また、そうした情報提供に基づき、当該事業者やその取引先等に状況確認のためのヒアリングに伺う場合があるため、要請があった場合は、可能な限り協力いただきたい。
- (3) ALPS処理水の海洋放出による風評影響を生じさせないためにも、放出前後にわたって、産品の魅力発信・消費拡大に取り組むことが重要であり、販売フェアの実施や常設的な取扱いを通して、積極的な福島県及び近隣県の産品の魅力発信・消費拡大に協力いただきたい。

- (4) メディアの報道やSNSでの発信等による影響を懸念する声も寄せられていることから、政府としても、ALPS処理水の処分の安全性の確保について、第三者であるIAEA（国際原子力機関）から厳格なレビューを受けるとともにモニタリングを実施する等、万全を期すとともに、引き続き科学的な根拠に基づき透明性高く正確な情報発信や提供に努める。その上で、アンケート調査やこれまでのヒアリング・意見交換等で寄せられた事業者からの要望も踏まえ、取引先や消費者からの問い合わせがあった場合に御活用いただけるような、ALPS処理水やその海洋放出による影響についての簡単なリーフレット（別添2）や詳しいQ&A（別添3）を作成するとともに、福島県産や近隣県産の食品の安全性について答える問い合わせ窓口（別添4）を設置しているので、貴団体及び傘下の関係者においては、御活用いただきたい。

以上

【通知内容に関する問合せ先】

経済産業省 資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 原子力発電所事故収束対応室
電話：03-3580-3051

別記

原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォース

1. 目的

復興大臣の下、関係省庁局長クラスからなるタスクフォースを開催し、風評対策の進捗管理及び課題の洗い出しを行い、今後の方向性を定めることにより、その推進を図る。

2. 構成員

- ▶復興大臣
- ▶復興副大臣
- ▶復興庁 事務次官、統括官、審議官、統括官付参事官
- ▶内閣府大臣官房政府広報室 室長
- ▶内閣府食品安全委員会事務局 事務局長
- ▶内閣府原子力被災者生活支援チーム 事務局長補佐
- ▶消費者庁 次長
- ▶外務省 経済局長
- ▶文部科学省 大臣官房総括審議官
- ▶厚生労働省 生活衛生・食品安全審議官
- ▶農林水産省 総括審議官（新事業・食品産業）
消費・安全局長、輸出・国際局長
- ▶経済産業省 大臣官房福島復興推進グループ長
- ▶国土交通省 観光庁次長
- ▶環境省 環境保健部長
- ▶原子力規制庁 核物質・放射線総括審議官
- ▶防衛省 防衛装備庁プロジェクト管理部長

(オブザーバー)

福島県

※ ALPS 処理水を議題として扱う場合には、別途必要な構成員を追加。

ALPS処理水による風評影響についての 事業者調査結果と今後の対応について

令和5年4月
経済産業省

事業者調査結果 概要

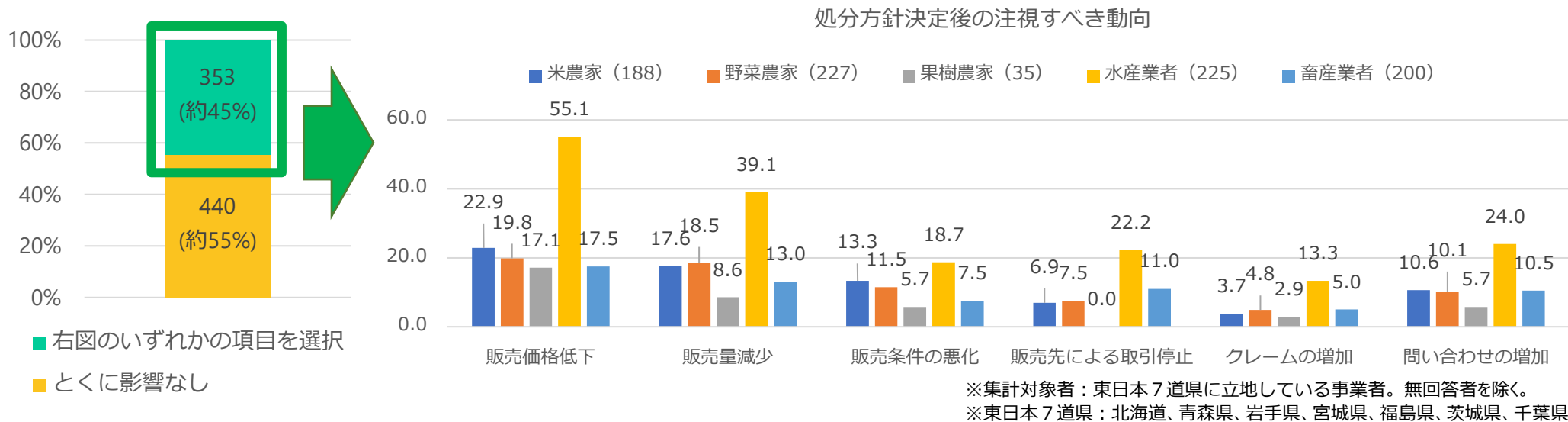
ALPS処理水の海洋放出に伴う足下の風評影響の可能性について把握するとともに、将来的な影響の防止・抑制に繋げることを目的に、事業者調査（アンケート調査やヒアリング）を実施した。

ALPS処理水の処分方針決定後の販売先の動向について尋ねたところ、生産者については約45%、生産者以外の事業者については約40%が、何らか注視すべき動きがあると考えていることが確認され、自由記述の回答や追加のヒアリング等で個別に確認をしたところ、現時点で取引停止など具体的な影響が発生していることは確認できなかった。足下では、将来的な影響の発生を懸念している事業者がほとんどであることから、影響の防止・抑制の観点から、食品関係の卸・小売等の事業者向けの協力要請通知を発出することとした。

また、取引の円滑な継続という観点から、効果的だと考える施策について尋ねたところ、モニタリングデータのわかりやすい公開や、ALPS処理水やその海洋放出による影響についての詳しいQ&A、簡単な説明資料（リーフレット等）の提供などが、効果的と回答される割合が特に高かった。これを踏まえ、リーフレットやQ&Aといったコンテンツを作成し、上記通知とあわせて各事業者に対して周知することとしたい。

実施結果 調査①生産者 処分方針決定後の注視すべき動向

I ALPS処理水の処分方針決定後、販売先の動向について何か注視すべき動きがあるかどうか尋ねたところ、結果は以下のとおり。



II 具体的な影響の選択肢を選んだ事業者に対して、詳細を自由回答で尋ねるとともに、回答者の同意が得られる場合はヒアリングを実施するなど、**個別に確認を行ったところ、現時点で取引停止など具体的な影響が発生していることは確認できなかった。**

放出後の将来的な影響発生を懸念する声が多いため、引き続き風評発生を防止するための対策に全力で取り組む。

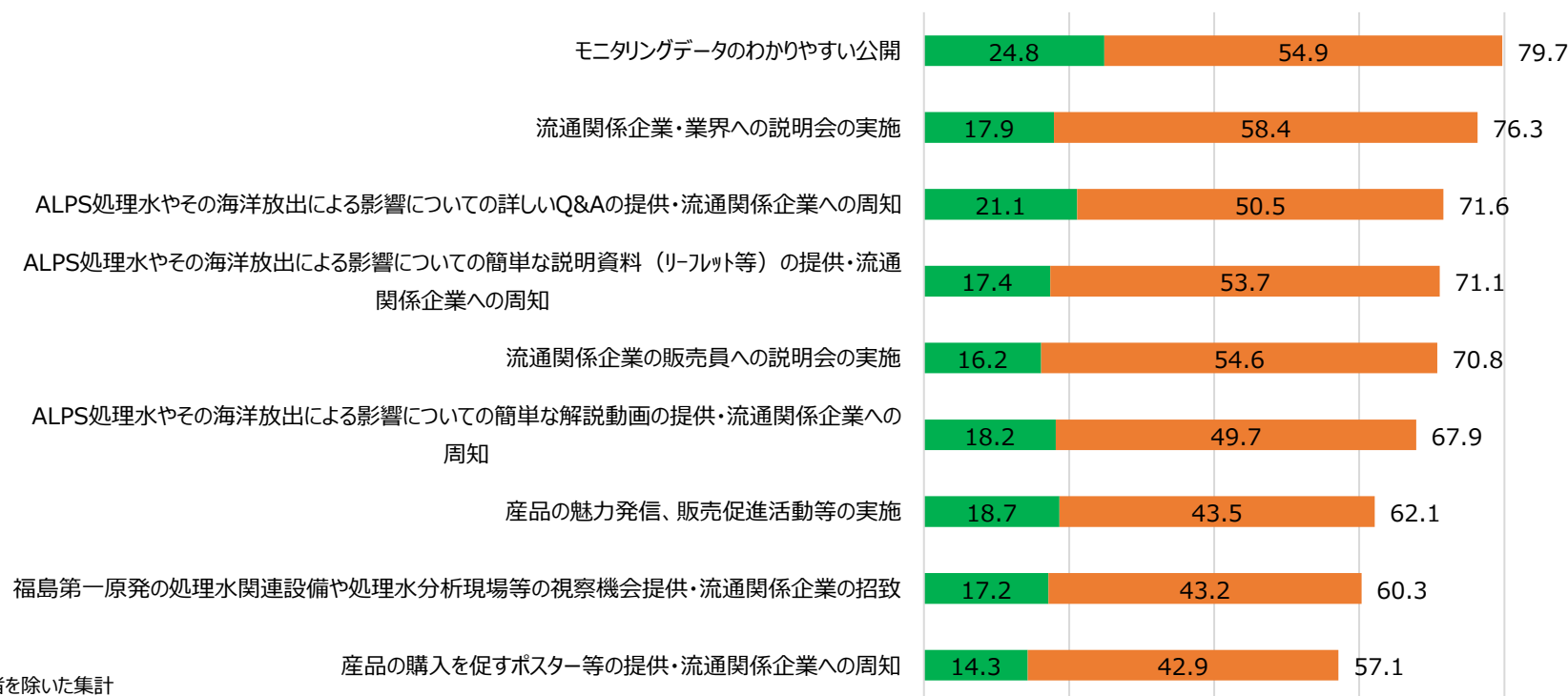
実施結果 調査①生産者 効果的だと思う取組

- 事業者の皆様取引を円滑に継続いただくという観点から、今後実施予定の卸・小売等の流通関係企業を含む事業者を対象とした施策について、効果的だと考える取組を尋ねたところ、**モニタリングデータのわかりやすい公開を最も効果的と回答した**。次いで、**流通関係企業・業界への説明会の実施、ALPS処理水やその海洋放出による影響についての詳しいQ&A、簡単な説明資料（リーフレット等）の提供・流通関係企業への周知、流通関係企業の販売員への説明会の実施**が続く。
- ALPS処理水やその海洋放出による影響、実際のモニタリングデータなど、安全性の確認・説明に資する情報の提供ないし資料の作成が特に効果的だと考えられている。加えて、流通関係企業（その販売員）・業界への直接の説明といった積極的な安全性の発信も効果的だと考えられている。

効果的だと思う取組

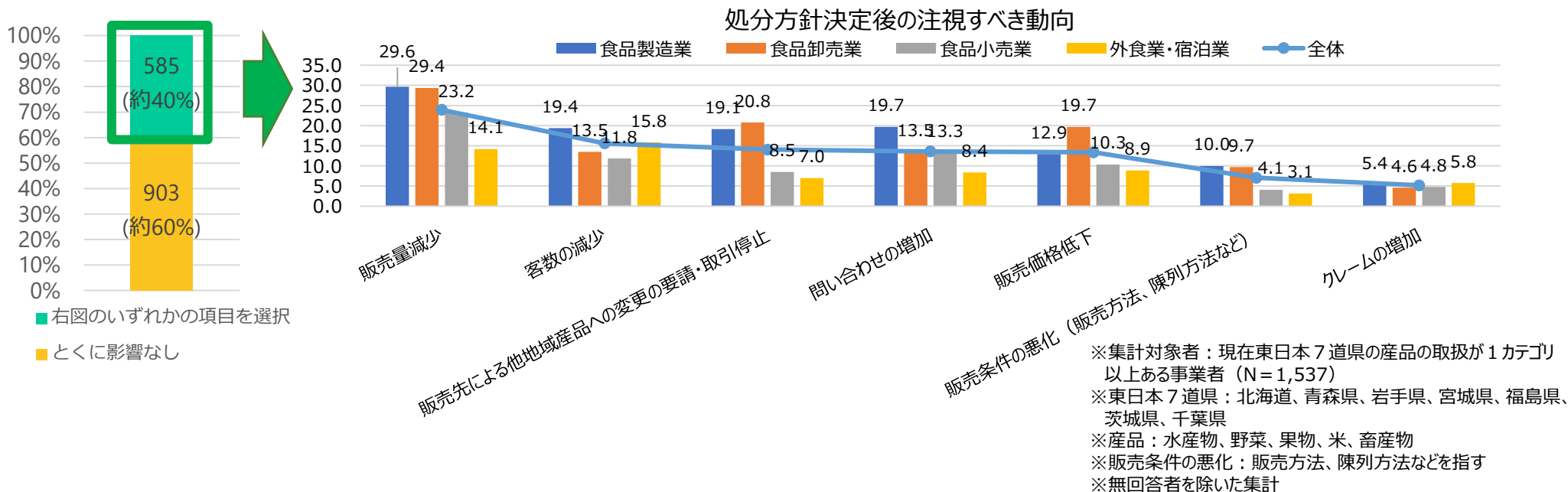
■ かなり効果的だと思う% ■ 効果的だと思う%

0.0 20.0 40.0 60.0 80.0 100.0



実施結果 調査②生産者以外の事業者 処分方針決定後の注視すべき動向

I ALPS処理水の処分方針決定後、販売先の動向について何か注視すべき動きがあるかどうか尋ねたところ、結果は以下のとおり。



II 具体的な影響の選択肢を選んだ事業者に対して、詳細を自由回答で尋ねるとともに、回答者の同意が得られる場合はヒアリングを実施するなど、**個別に確認を行ったところ、現時点で取引停止など具体的な影響が発生していることは確認できなかった。**

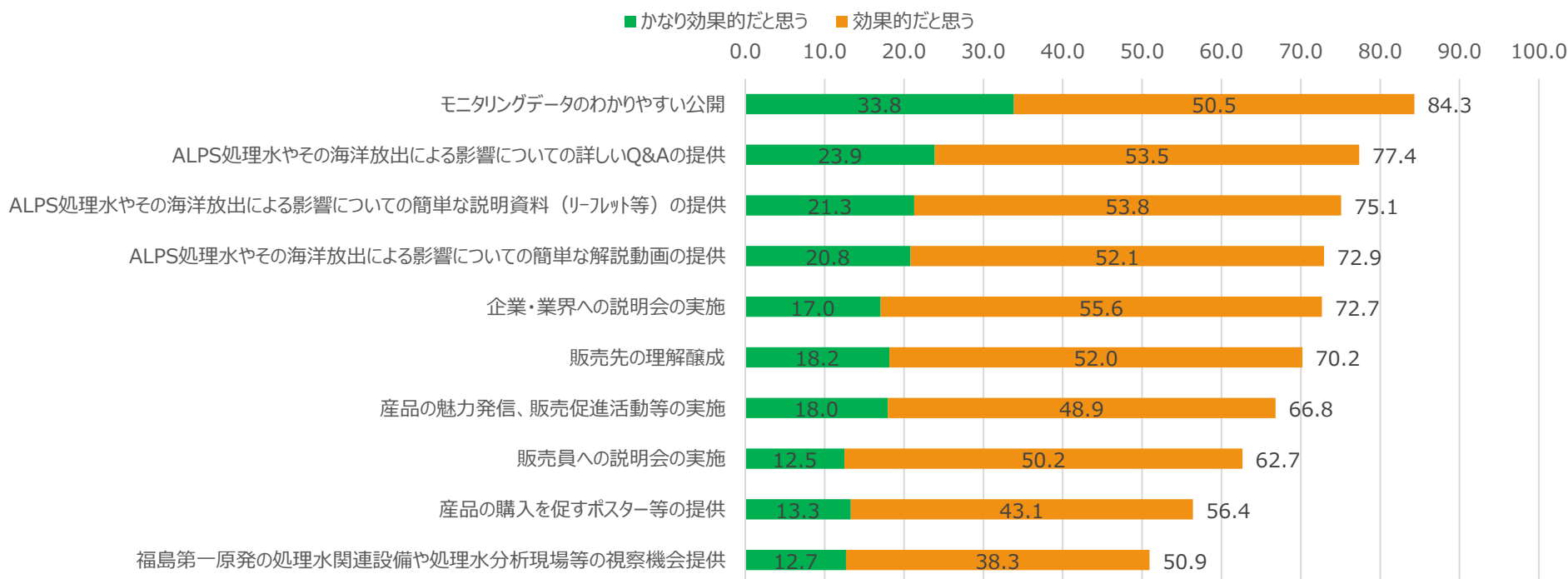
放出後の将来的な影響発生を懸念する声が多いため、引き続き風評発生を防止するための対策に全力で取り組む。

実施結果 調査②生産者以外の事業者 効果的だと思う取組

事業者の皆様取引を円滑に継続いただくという観点から、今後実施予定の施策について、効果的だと考える施策について尋ねたところ、東日本7道県の製品の取扱がある事業者は、**モニタリングデータのわかりやすい公開を最も効果的と回答した**。次いで、**ALPS処理水やその海洋放出による影響についての詳しいQ&A、簡単な説明資料（リーフレット等）及び簡単な解説動画の提供**が続く。

ALPS処理水やその海洋放出による影響、実際のモニタリングデータなど、安全性の確認・説明に資する情報の提供ないし資料の作成が特に効果的だと考えられている。

効果的だと思う取組 (%)



※集計対象者：現在東日本7道県の製品の取扱が1カテゴリ以上ある事業者（N=1,537）

※東日本7道県：北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県

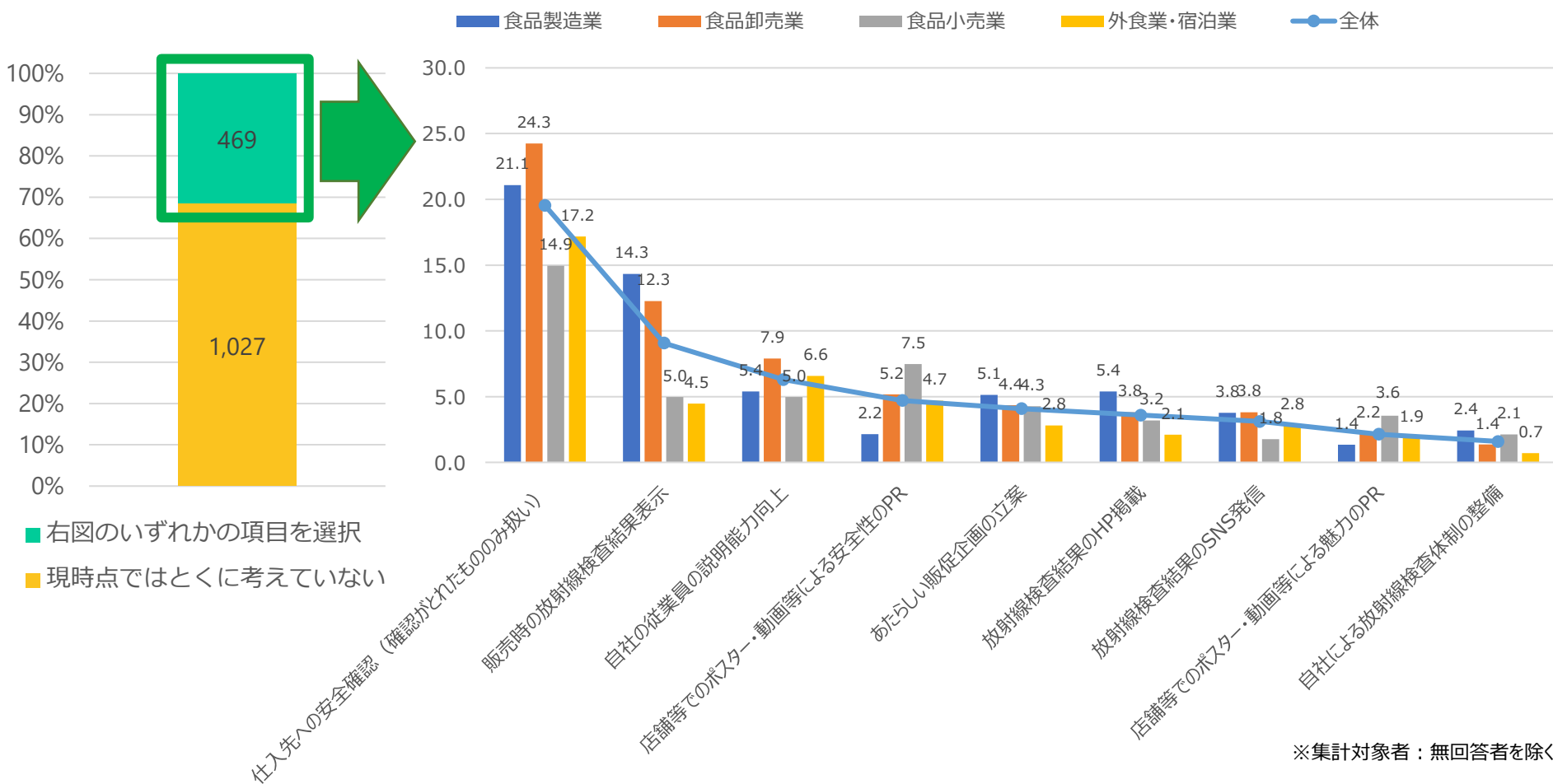
※産品：水産物、野菜、果物、米、畜産物

※無回答者を除いた集計

実施結果 調査②生産者以外の事業者 処分方針決定を受けた自社の対応

- 東日本7道県の製品の取扱がある事業者のうち、ALPS処理水の処分方針決定を受けて、生鮮品の販売（仕入）部門で考えている対策・対応がある事業者の割合は約30%である。
- 対応の内容は、仕入先への安全確認が最も多く、川上の事業者への情報提供が重要と考えられる。

処分方針決定後、考えている対策・対応（%）



結果を受けた今後の対応について

本調査の結果を踏まえ、食品関係の卸・小売等の事業者向けに、復興庁及び経済産業省から、以下のような事項について要請する通知を発出することとする。

<通知案の概要>

原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォースにおける議論を踏まえ、協力要請を行うこととしたので、貴団体におかれましては、本要請文を傘下の関係者に対して周知いただくようお願いする。また、各団体から周知を受けた企業におかれましては、代表者の方から現場の調達・販売担当の方々まで本要請文の趣旨を周知し、適切に御対応いただくよう、特段の御配慮をお願いする。

■ 本調査の結果を踏まえた風評影響の防止・抑制に向けた対応

- **A L P S 処理水の海洋放出を理由に、福島県及びその近隣県の産品を取り扱わなかったり、買いたたいたりすることのないようにするとともに、福島県及び近隣県産品と他県産品とを公平に選択いただきたい。**
- 放出後、風評の可能性が確認された場合、迅速な対応が重要と考えているところ、**何らかの兆候が見られた場合は情報提供いただきたい。**
- 販売フェアの実施や常設的な取扱いを通して、**積極的な福島県及び近隣県の産品の魅力発信・消費拡大に協力いただきたい。**
- 送付する**簡単なリーフレットや詳しいQ & A、福島県産や近隣県産の食品の安全性についての問い合わせ窓口を、必要に応じてご活用いただきたい。**

(参考)調査実施概要

実施概要

■ 調査目的

ALPS処理水の処分方針決定後の状況について把握するとともに、風評影響を生じさせない観点から今後力を入れるべき対策についての示唆を得る。

■ 調査対象

調査①：福島県及びその近隣地域に所在する水産業者、農業者、畜産業者

調査②：福島県及びその近隣地域、並びに当該地域産農林水産物の主要仕向先となる都府県
（※）に所在する食品製造業者、食品卸売業者、食品小売業者、外食業者・宿泊業者
（※）東京都、神奈川県、愛知県、大阪府など

■ 調査手法：郵送調査

－（実査）（株）クリエイティブマーケティング サービス

■ 実施期間：2022年11月25日～12月14日

実施概要 ①生産者 回答者属性

調査対象

福島県及び近隣地域に所在する水産業者、農業者、畜産業者

有効回答数：846（12月28日時点）

－ セル別回答数

地域	回答数	あてはまる業種（MA）				
		農業（米）	農業（野菜）	農業（果物）	水産業	畜産業
全体	846	197	233	35	265	204
北海道	270	60	86	9	50	86
青森県	66	20	18	6	10	25
岩手県	74	28	22	1	12	22
宮城県	231	34	26	4	178	13
福島県	67	27	28	5	3	19
茨城県	60	11	26	6	3	11
千葉県	70	15	25	4	7	23
その他の地域	2	0	1	0	1	0
本社所在地無回答	6	2	1	0	1	5

※業種別の数字は回答数。但し業種は複数回答で尋ねている都合、1事業者で複数集計されている場合あり、そのベースの数。

実施概要 調査②生産者以外の事業者 回答者属性

調査対象

- 福島県及び近隣地域、並びに当該地域産農林水産物の主要仕向先となる都府県（※）に所在する食品製造業者、食品卸売業者、食品小売業者、外食業者・宿泊業者

（※）東京都、神奈川県、愛知県、大阪府など


有効回答数：2,240（12月28日時点）

- セル別回答数

	1.食品製造業	2.食品卸売業	3.食品小売業	4.外食業・宿泊業	99.NA	全体
全体	577	525	426	605	107	2,240
1.北海道	74	71	52	86	10	293
2.青森県	51	54	39	50	8	202
3.岩手県	73	33	37	64	8	215
4.宮城県	108	69	34	58	15	284
5.福島県	54	50	55	76	12	247
6.茨城県	61	41	46	55	8	211
7.千葉県	51	57	50	46	13	217
8.上記以外の地域	96	140	104	155	20	515
99.NA	9	10	9	15	13	56

8.上記以外：ほぼ主要仕向先県等4都府県（東京都、神奈川県、愛知県、大阪府）だが、一部近隣県の回答者を含む

（注）生産者以外の事業者調査では、最も売上規模の大きい業種を1つ選択してもらっており、上表はその回答結果を掲載したものである。

① 厳しい
基準値のもと、
徹底した
安全確保を 
続けてきました。

② ALPS処理水は
安全基準を
満たした上で
放出します。 

③ 海洋放出による
人体や環境への
影響は
考えられません。



もっと詳しく知りたい方へ

●ALPS処理水について



資源エネルギー庁 電話:03-3580-3051
メール:bzl-hairo-syorisuitsaisaku@meti.go.jp

●福島第一原発事故による
水産物への影響と対応について



水産庁 電話:03-6744-2030

●福島県産の
食品の安全性について



ふくしまの食 相談センター



経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry


水産物の
安全・安心のために

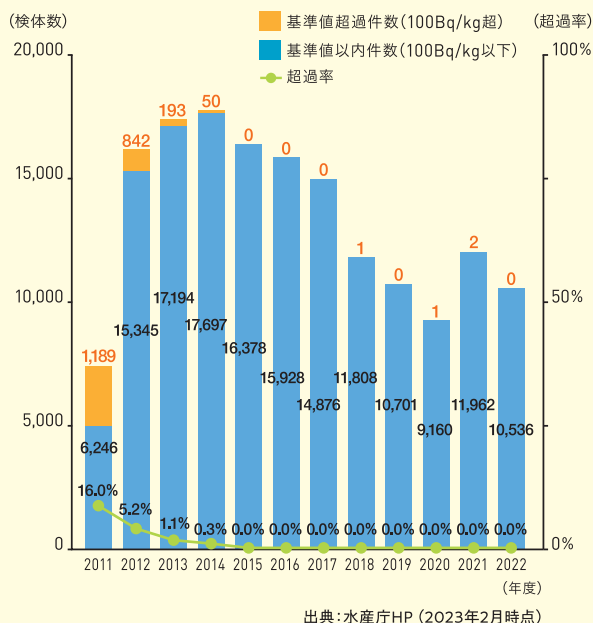
美味しい海の幸を、これからも。

みなさんの食卓に届く美味しい海の幸を
これからも安心して食べていただくために、
安全確保のための徹底した取組について
紹介します。

① これまでも 厳しい基準値のもと、徹底した安全確保を続けてきました。

震災以降、国がすべての世代に配慮して定めた厳しい基準値に基づき、水産物の徹底した検査を実施してきました。2015年以降は、基準値を上回る魚はほぼでていません。

■海産種の調査結果

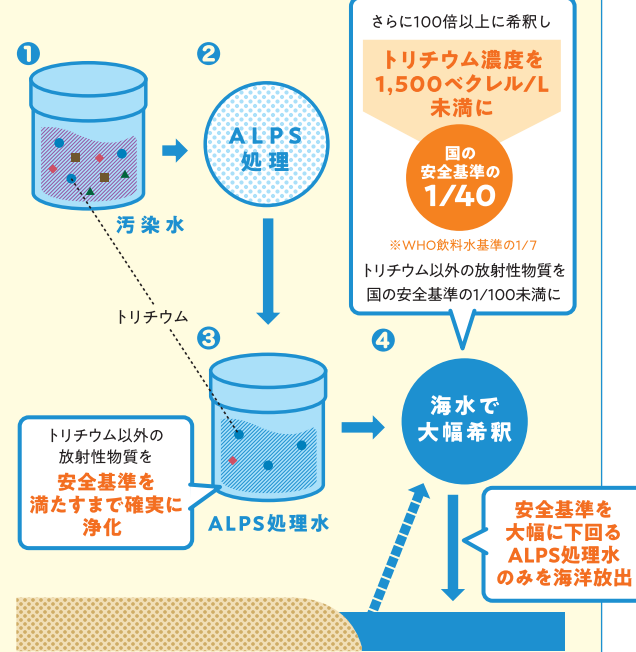


② ALPS処理水は、安全基準を満たした上で放出します。

福島の大復興の大前提となる廃炉を進めるため、政府は、東京電力福島第一原子力発電所のALPS処理水について、安全基準を十分に満たした上で、海洋に放出する方針を決めました。

なお、ALPS処理水に含まれるトリチウムは、私たちの身体や自然界に広く存在する物質で、国内外の原子力施設からも海に放出されています。

■海洋放出までの流れ

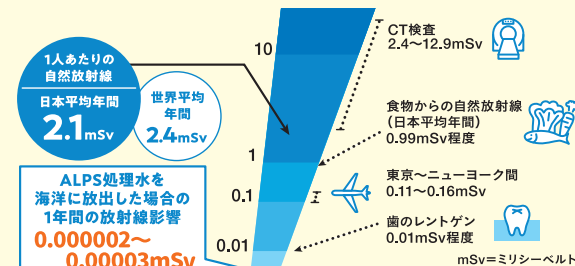


③ 海洋放出による人体や環境への影響は考えられません。

日頃から近海の魚を多く食べる場合も想定し、海洋放出による影響を評価したところ、日常受けている放射線からの影響と比べても、極めて小さいと確認されています。

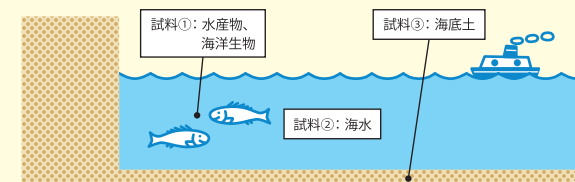
放出前後でモニタリングも行い、放射性物質濃度に大きな変化が生じていないか確認します。また、IAEA(国際原子力機関)にも、IAEAの安全基準が守られているかを厳しくチェックしてもらっています。

■人への影響は、歯のレントゲンで受ける影響を大幅に下回ります



出典：東京電力 多核種除去設備等処理水(ALPS処理水)の海洋放出に係る放射線環境影響評価報告書(建設段階・改訂版)

■海域でのモニタリング

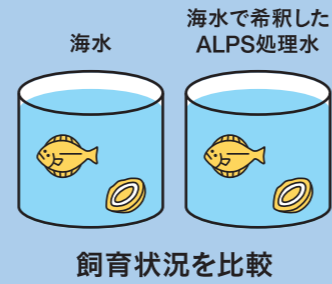


Q11

海生生物の飼育試験とは何をやっているの？

A: ALPS処理水の安全性を目に見える形でお示しするための取組です。

希釈放出するALPS処理水と同じ環境下で、海生生物（ヒラメ、アワビ等）の飼育試験を行い、通常の海水での飼育状況と比較するとともに、海生生物の中のトリチウム濃度が周辺の海水の濃度以上にならないことを確認します。海洋放出開始後は、実際に環境中へ放出された水による飼育を行います。



Q12

いつまで放出するの？

A: 福島第一原発の廃止措置が完了する2041年から2051年までの間で放出も完了します。

東京電力が提出した実施計画（令和4年7月22日変更認可）においては、ALPS処理水の放出に係るシミュレーションは「仮に2023年度から放出開始し2051年度に完了するとした場合」として実施されています。

2023年 春～夏頃
放出開始

2041年～2051年
放出完了

もっと詳しく知りたい方へ

●ALPS処理水について

資源エネルギー庁
電話: 03-3580-3051
メール: bz1-hairo-syorisuitaisaku@meti.go.jp



●福島第一原発事故による水産物への影響と対応について

水産庁
電話: 03-6744-2030



●福島県産の食品の安全性について

ふくしまの食 相談センター



ALPS処理水に関するQ&A集



【配布リーフレット】

- Q1: 食品中の放射性物質の基準値はどうなっているの？
- Q2: 基準値を超える魚が出たらどうするの？
- Q3: トリチウムとはどんな物質なの？
- Q4: トリチウム以外の放射性物質は浄化できているの？
- Q5: 他の原子力施設から排出される水とは違うのでは？
- Q6: 海水で薄めても、たくさん流したら危険ではないの？
- Q7: 海水のトリチウムのモニタリングはどのように実施するの？
- Q8: 水産物のトリチウムのモニタリングはどのように実施するの？
- Q9: 水産物のトリチウムの測定結果がわかるまでは時間がかかると聞いた。これでは水産物の安全性がわからないので不安。
- Q10: モニタリング結果を確認するにはどこを見ればいいのか？
- Q11: 海生生物の飼育試験とは何をやっているの？
- Q12: いつまで放出するの？

■これまでの水産物の安全確保に向けた取組

Q1

食品中の放射性物質の基準値はどうなっているの？

A: セシウム100ベクレル/kg^(※1)が基準値として設定されています。

現行の基準値は、食品中の放射性物質から受ける放射線量が、国際放射線防護委員会(ICRP)が示す「年間1ミリシーベルト」を超えないように設定されています。具体的には、セシウム以外の放射性物質の影響も考慮した上で、全ての世代に配慮して設定されました。なお、こうした厳しい基準値に基づく管理の結果、食品から1年間で受ける放射線量の推計値は、どの地域でも、1ミリシーベルトの0.1%以下になっています^(※2)。

※1: 1ベクレルのトリチウムによる影響は、1ベクレルのセシウムによる影響の約700分の1。
※2: 厚生労働省 令和4年2・3月 マーケットバスケット調査より

年間
1mSv
≡
100Bq/kg

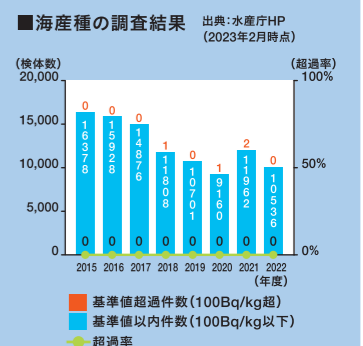
Q2

基準値を超える魚が出たらどうするの？

A: 基準値を超える魚が流通しないよう、速やかに対応します。

水産物から基準値を超える放射性物質が検出された場合には、同水域で漁獲された同種の水産物が流通することがないように、速やかに出荷の自粛要請や出荷制限指示等が出されます。なお、2015年以降、海産物で基準値を上回ったのは4例のみです。^(※)

※直近で基準値超過が確認されたクロソイは、東京電力福島第一原発の港湾内に生息していたものである可能性が高いとされており、東京電力では、港湾内で汚染した魚介類が港湾外に移動することを防止する対策を実施しています。



ALPS処理水とは？

Q3

トリチウムとは
どんな物質なの？

A: 水素の仲間で、自然界にも広く存在する放射性物質です。

トリチウムとは、水素の仲間で、私たちの身体や自然界に広く存在しています。その放射線のエネルギーは非常に弱いため、紙1枚で遮ることができます。また、体内に入っても蓄積されることはなく、水と一緒に体外へ排出されます。世界各国の原子力施設からもトリチウムは海に放出されていますが、それらの施設周辺からは、トリチウムが原因とされる影響は見つかっていません。

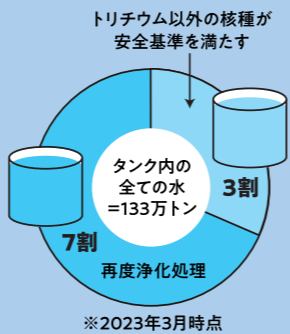


Q4

トリチウム以外の
放射性物質は
浄化でき
ているの？

A: 安全基準を満たすまで、浄化処理を行います。

現在タンクに貯蔵されている水のうち、約7割の水には、トリチウム以外の放射性物質が安全基準以上に含まれています。しかし、これらの放射性物質は再度浄化処理(二次処理)を行うことで取り除きます。海洋放出前には、ALPS処理水に含まれる放射性物質が安全基準を下回ることを確認します。専門性を有する第三者として、JAEAも分析を行い、確認します。

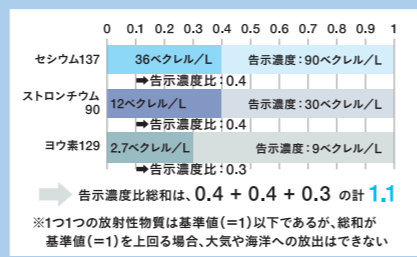


Q5

他の原子力施設
から排出される
水とは違うのでは？

A: 排水する際の安全性は、放射性物質の種類によらず、含まれるすべての放射性物質の放射線影響の合計で判断します。

浄化前の汚染水には、一般の原子力発電所からの排水には通常含まれない放射性物質も含まれますが、ALPSによる浄化処理により国の安全基準を満たすまで取り除きます。安全基準は、確立された国際的な基準を踏まえて定められており、放射性物質の種類によらず、また事故炉か通常炉かを問わず、含まれるすべての放射性物質の放射線影響の合計で判断されます。

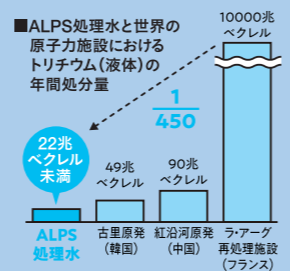


Q6

海水で薄めても
たくさん流したら
危険ではないの？

A: トリチウムの年間放出総量は、事故前と同じ年間22兆ベクレルの範囲にします。

まず、放射性物質については、その存在そのものが問題ではなく、人体や環境に影響を与えない濃度であることが重要であり、ALPS処理水も、全ての放射性物質について、基準となる濃度をみだす形で放出します。その上で、風評影響を最大限抑制するため、トリチウムの年間放出総量は、事故前の福島第一原発の放出管理値である年間22兆ベクレルを下回る水準とすることにしています。



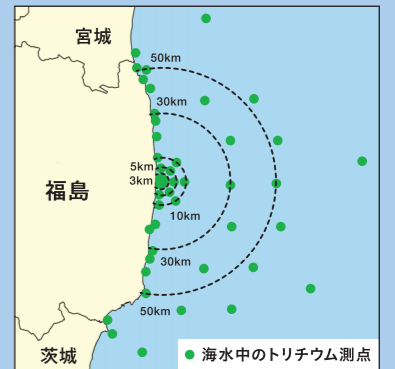
ALPS処理水の海洋放出による影響

Q7

海水のトリチウムの
モニタリングは
どのように
実施するの？

A: トリチウムの拡散予想に基づき、放水口から10kmの範囲を多めに測定します。

海中のトリチウム濃度は、放水口から10km程度離れたら、放出前と区別がつかないと考えられるので、10kmの範囲を多めに測定します。その上で、念のため、30km、50km程度離れた測点や、宮城県沖南部、茨城県沖北部も測定します。



Q8

水産物のトリチウムの
モニタリングは
どのように実施するの？

A: 令和5年度は年間約380検体の測定を実施します。

令和4年度から実施してきた世界で一般的に使われている方法での測定(年間200検体:分析結果がわかるまで1~2か月)に加え、令和5年度から、より迅速に分析できる方法(年間180検体)を実施し、得られた結果は水産庁のウェブサイトにて速やかに公表します。



Q9

水産物のトリチウムの
測定結果がわかるまでは
時間がかかると聞いた。
これでは水産物の安全性が
わからないので不安。

A: 水産物のトリチウム濃度は、海水のトリチウム濃度を測ることで一定の評価が可能です。精密な分析を行う場合、水産物のトリチウム濃度測定には時間がかかりますが、放出直後には風評抑制のため、迅速に結果を出す分析も行います。

水産物のトリチウム濃度は、それらが生息する海水のトリチウム濃度とほぼ同じになるため、まずは、近隣の海水のトリチウム濃度を測定し、放出前の測定値や日本全国の過去の測定値との比較を行うとともに、WHO飲料水基準(10,000ベクレル/L)を確実に下回っているかどうかを確認していきます。通常、水産物のトリチウム濃度の測定には約1.5ヶ月の分析期間を要しますが、放出直後は、できるだけ早く水産物のモニタリングの結果も提供し、風評を抑制するため、検出下限値を10Bq/L程度と高く設定することで、翌日又は翌々日に結果を得られる迅速分析法も導入します。



Q10

モニタリング結果を
確認するには
どこを
見ればいいのか？

A: 各省庁等が行うモニタリング結果をまとめて掲載するウェブサイトが作られています。

各省庁等が行う海水等のモニタリング結果については、環境省の新しい専用サイトでまとめて分かりやすい形で閲覧できるようにします。また、東京電力が実施するモニタリング結果についても、同社が新たに作成した分かりやすいサイトで公開していきます。





ふくしまの食 相談センター

開

設

福島県産や近隣県産の食品の安全性をお伝えします

当センターは、福島県産や近隣県産の食品の安全性をお伝えするため、小売店や飲食店等の方々からのご質問やご相談にお答えする窓口です。

＼ 私たちがお答えします！ ＼



小売店さま
飲食店さま



ふくしまの食
相談センター

運営団体 公益社団法人 全国消費生活相談員協会

海産物の
安全性はどのように
確保されていますか？

食品別の検査
について
教えてください

食品中の
放射性物質の基準は？
その考え方は？

詳しくは
WEB
サイトへ



福島県産や近隣県産の食品に関するご質問・ご相談は下記よりお問い合わせください

ふくしまの食 相談センター

受付時間

火・水・木・土・日曜日 10:00-16:00

定休日

月・金曜日

※月・金曜日が祝日の場合、ご相談を受け付けます。その際は、翌平日をお休みします。



fukushima@zenso.or.jp



フリーダイヤル
(無料)

0120-660-926



03-5614-0926



<https://fukushima-food-consultation-center.jp>



ご相談にはユーザー名とパスワードが必要です【ユーザー名:fukushima_FCC / パスワード:20210302】 (2023.4)